

京都府議会 2017 年 12 月定例会

山内よし子議員の議案討論	1
島田 敬子議員の意見書討論	3
議案議決結果	6
意見書・決議案議決結果	7
請願審査結果	7
意見書・決議案文	8

●京都府議会 2017 年 12 月定例会で、西脇いく子議員、さこ祐仁議員が行なった討論を紹介します。

議案討論

西脇いく子議員 (日本共産党・京都市下京区)

2017 年 12 月 19 日

日本共産党の西脇郁子です。議題となっている議案 34 件と諮問 1 件のうち、第 2 号「京都府国民健康保険事業特別会計条例制定の件」他、関連議案の第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 7 号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件」、第 14 号「京都スタジアム (仮称) 新築工事請負契約締結の件 (主体工事)」他、関連議案の第 15 号、第 16 号及び第 21 号「関西広域連合規約変更に関する協議の件」、第 34 号「職員の退職手当に関する条例等一部改正の件」の 11 件に反対し、他の案件に賛成する立場で討論を行います。

まず、国民健康保険の都道府県化に関連して提出されている第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号の 5 議案についてです。

これらの議案は、平成30年度からスタートする「国民健康保険の都道府県化」のためのものです。国のねらいは、国庫負担を増やすことなく、困窮する被保険者の負担で、国保の財政破綻を回避することにより、国保の財政運営に保険原理を徹底させて、運営責任を放棄し、「重点化・効率化」で医療費を抑制し、その司令塔を都道府県に担わせることです。住民にとって最大の関心事は、高すぎる国民健康保険料が下がるのかどうかです。現在、国民健康保険加入世帯の 1 割を超える 4 万2,251 世帯が保険料を滞納し、そのうち、窓口で 10 割を負担しなければならない資格証明書交付世帯が 4,595 世帯となるなど、病気になっても医療機関にかかれない事態が深刻化しています。

国民健康保険料高騰の最大の原因は、1980年代には50%あった国庫負担が、現在25%にまで引き下げられたためであり、国庫負担を定率で抜本的に増やすことなしに解決できません。来年度スタート時は、国費の投入により保険料が下がるとの試算も出されましたが、国からは、市町村の一般会計繰り入れを解消するようとの圧力が強められることは必至であり、時限措置としての激変緩和措置も終了し、医療費の増加などにより、今後、保険料は確実に上がることは明白です。よって本議案には、反対です。

なお、これまで全国に先駆けて国保の都道府県化をすすめてきた山田知事の責任も重大だということも厳しく指摘するものです。

次に、「京都スタジアム (仮称) 新築工事請負契約締結の件」の第 14 号及び第 15 号、第 16 号の 3 件についてです。私どもはこれまで、台風などの被害にあってきた遊水機能を持つ地域を盛土してスタジアムを建設することに対して、洪水の被害が拡大する懸念があると指摘をしてきました。本府は河川改修などによって 10 年に 1 度の降雨に対する対策ができたこと、市街化区域に編入されたことをもって建設を進めようとしています、こ

れで洪水の懸念がなくなったとするのは大問題です。

また、アユモドキの生息環境にも大きな影響を与えかねない開発には、計画案発表当初から国内外からの環境団体からもそして府民、亀岡市民からも危惧の声が出されてきたところです。

委員会の審議では「住民説明会を開催してきた」、「同じ質問が出される」、との答弁がありましたが、住民が説明を求めても、質疑を途中で打ち切るなど、丁寧な説明とは程遠いものであり、とても住民にとって納得出来るものではありませんでした。

また、今年の3月には、府はスタジアムの運営を民間に丸投げする「コンセッション方式の導入可能性調査」をPwCアドバイザリー合同会社に委託しましたが、その結論も出ていないもとので、8月には文部科学省の事業に採択されたとして、議会にも一切報告せずに、「京都スタジアム運営事業計画策定業務」の随意契約を同じ会社と契約をしましたが、スポーツ施設の設置者としての本来の京都府の責任を投げ捨て民間に丸投げすることになり、問題です。

府として、将来に禍根を残すこの場所でのスタジアム建設は中止すべきであり、第14号、第15号、第16号議案に反対です。

次に、第7号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律条例一部改正の件」ですが、特別賃貸府営住宅の管理に関する事務、高等学校等修学資金の貸与または修学支度金の貸与に関する事務をマイナンバー制度に追加するものです。マイナンバー制度はそもそも徴税強化と社会保障費の抑制を目的に実施されたものですが、これまで本府を初め全国でマイナンバーの流出・漏えい事案が発生しており、これは公的機関の個人情報管理において「絶対安全」などが無いことを示しています。

このように、ブラシバシーや人権の侵害、経済的損失をもたらす危険が強まっており、制度の廃止を含めた抜本的見直しこそ求められています。したがって、対象事務を拡大することは、その危険を一層増大させるものであり、反対です。

第21号議案「関西広域連合規約変更に関する協議の件」については、広域連合が処理する事務のうち、地域通訳案内士制度に係る登録事務や毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験に係る事務を追加するものです。京都府議会は、関西広域連合に参加する際の附帯決議で、道州制に転化することに反対を表明し、特定団体の意向に左右されない公正な運営を求めましたが、今日の関西広域連合は、全国町村会が反対する道州制の検討や国出先機関の移管を国に求め続け、関西財界が要望する統合型リゾートIRや、大型公共事業の推進を中心的な事業とするなど、この決議の精神に抵触する事態が進行しています。関西広域連合は、廃止を含めた根本的見直しこそ求められているにもかかわらず、さらに事業を拡大させる本議案には反対です。

第34号職員の退職手当に関する条例等一部改正の件については、国家公務員退職手当法等の改正に準じた職員の退職手当の支給基準の引き下げを図るものです。『官民均衡の確保』のための退職手当の引き下げは、今日、貧困と格差が拡大し、民間労働者全体の実質賃金が低下し、消費低迷が続く中で、公務員の退職金を引き下げることはますますその悪循環を加速し、府職員の老後の生活設計に影響を与えるものであり反対です。

なお、第32号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正」については、人事委員会勧告に基づく給与等の引き上げであり賛成するものですが、府会議員の期末手当の引き上げについては反対であることを表明するものです。

最後に一言申し上げます。山田知事は、今議会において時期府知事選に不出馬を表明されました。安倍政権のもと、これまでに格差と貧困が広がり、また、戦争する国づくりへの危機が深まるもと、今ほど憲法を擁護し、府民の苦しみに寄り添い、地方自治の本旨である住民福祉の増進をはかることに力を尽くす知事が待たれている時はありません。わが党議員団は、必ず府民の期待にこたえられる知事を誕生させるために、多くの府民の皆さんと力を合わせて奮闘することをお誓いして討論を終わります。

意見書・決議案討論

さこ祐仁議員（日本共産党・京都市上京区）

2017年12月19日

日本共産党のさこ祐仁です。議題となっています意見書案 10 件、決議案 2 件のうち、三会派提案の「森林環境税（仮称）の創設を求める意見書案」、「道路の整備促進に必要な財源の確保に関する意見書案」に反対し、他の 10 件について賛成の立場から討論を行います。

まず、わが会派提案の意見書案、「森友学園、加計学園問題の真相究明を求める意見書」案についてです。

「森友」疑惑では、会計検査院が鑑定価格から 8 億円も値引きしたのは「根拠がない」と指摘しました。また日本共産党の質問で、近畿財務局が、実際には存在しない地下 3 メートルより深いところのゴミが大量に出たと、値引きの口裏合わせを「森友」側としていたことが音声記録とともに明らかになりました。なぜ不当な値引きをしたのか、当時「森友」が建設予定の小学校の名誉校長を務めていた安倍昭恵氏、交渉経過を隠してきた財務省の佐川宣寿前理財局長らの国会喚問が不可欠です。

「加計」疑惑でも、首相が推進した「国家戦略特区」の会議では「加計」隠して審議されたため、どんな獣医学部の構想なのか検討さえ行われていません。こうした事実を、首相が「腹心の友」と認める加計孝太郎理事長への便宜と言わず何と呼ぶのでしょうか。

疑惑の解明のためには、安倍昭恵氏や加計理事長から直接説明を聞かなければ真相は明らかになりません。国会では民進党はじめ野党が共闘して厳しく追及をしています。府会では当然、みなさんの賛同をお願いするものであります。

次に、「核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書」案についてです。

ノーベル平和賞授賞式で、広島で被爆したサーロー節子さんが自らの被爆体験を語り、「人類と核兵器は共存できません」「核兵器は必要悪ではなく絶対悪です」と、核兵器廃絶を訴えました。さらに、平和賞を授賞した「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）のフィン事務局長は、核保有国だけでなく、核の傘の下にある日本などにも、核兵器禁止条約への参加を求めました。しかし、安倍政権は先の国連総会で、核兵器廃絶を未来に先送りする核保有国寄りの決議案を提出して、各国から批判を受けました。

また、核実験と弾道ミサイル発射を繰り返す北朝鮮に対して、核保有国が核抑止論に固執して、核兵器を持ち続けながら、「核開発を放棄せよ」と迫っても説得力はありません。核兵器保有国が、核兵器禁止条約に参加して、核兵器廃絶の意志を明確にしてこそ、北朝鮮に核開発を放棄させる大きな力になります。日本政府は、唯一の戦争被爆国としての国際的な責務を果たすためにも、核兵器禁止条約に参加、批准して、アメリカをはじめとする核保有国に核兵器廃絶を迫るべきです。

次に、「社会保障制度改悪中止を求める意見書」案、「国民健康保険制度への国庫負担増額等を求める意見書」案、「生活保護基準の引き下げの中止を求める意見書」案についてです。

「医療費窓口負担が 2 倍になればお医者さんにいけなくなる」75 歳の高齢者。介護制度の改悪に「このままでは国に殺されてしまう」。いま、寒風の中、厚生労働省前では社会保障の改悪・後退で苦しめられている実態を訴える高齢者の座り込み行動が行われています。診療報酬や介護報酬の改定議論に対し、医療関係者からは、「診療報酬の引き下げで、地方でも都市部でも少なくない医療機関が経営困難になり、医療現場に矛盾とゆがみを広げている」として、安心・安全の医療を国民に保障するためにプラス改定を求める声が上がっています。全国老人福祉施設協議会、日本介護福祉士会、日本看護協会等 11 団体から、「介護の現場を守るための署名が」短期間で 180 万人分も政府に届けられました。財政審が打ち出す社会保障費の削減方針は、ほとんど経団連の要求の引き写しです。財界の言いなりで国民に痛みをもたらすことはやめるべきです。

また、「国保都道府県化」について、自治体の要求に押されて国は 3400 億円の公費を投入することになりました

たが、これと引き換えに、今後、市町村による繰り入れをやめさせる圧力も働いてくることは必至です。さらに、国保の「都道府県化」と、都道府県が策定する「地域医療ビジョン」、「医療費適正化計画」の三つをセットにして都道府県主導で医療費を削減していくことが大きな狙いです。さらに、厚労省は、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。食費や光熱費にあてる生活扶助の削減や夫婦と子ども2人の世帯で10%以上のカットには、利用者から「節約も限界」と悲鳴と怒りの声が上がっています。

今、国に求められているのは、削減ではなく、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法 25 条に基づき、生活保護の捕捉率を上げること、最低賃金を上げ、最低保障年金制度をつくって低所得者層の生活水準を底上げすることです。

次に「大飯原発3・4号機をはじめ、原発の稼働中止を求める意見書」案についてです。

安倍政権の原発推進政策のもと、関西電力は、今夏の高浜原発3・4号機に続き、大飯原発3・4号機を来年1月以降、順次再稼働させようとしています。今月13日、広島高裁が、伊方原発3号機の運転差し止めを命じる画期的な決定を行いました。今回の決定は、火山の影響による危険を極めて深刻だとして「立地は不適」と結論づけ、規制委員会による新規制基準「適合」という判断は「不合理」だと述べています。新規制基準が、原発の安全性を保証するものではないという、司法による警告を真剣に受け止めるべきです。

世界有数、15基もの原発が集中立地している若狭湾岸では、複数の原発が同時にあるいは連続的に重大事故を起こす危険性が指摘されていますが、住民避難計画では、同時事故は想定さえされていません。避難計画は、避難道路の整備、高齢者など要支援者の避難、安定ヨウ素剤の事前配布や説明など、全ての住民を被ばくから守り安全に避難できるものとは言えないものです。本日は昼休みに、府庁周辺で原発の稼働に抗議する集会が行われました。大飯原発3・4号機はもちろん、すべての原発の稼働を中止すべきです。

次に「教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書」案についてです。

日本の「教育機関」への公財政支出の対GDP比は、OECD諸国の中で最下位となっています。OECD平均並みに段階的に引き上げれば、少人数学級などゆきとどいた教育を保障するための条件整備と、公立・私立ともに幼稚園から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。本議会には、教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願が1万6870筆の署名を添えて提出されました。30年も続いている教育大運動の署名運動は、全国で何と4億6000万筆にものぼっています。

今日、格差と貧困が拡大し子どもと教育に大きな影響を与えているもて、教育費の保護者負担の軽減や教育の無償化をはじめ、「高校無償化」の復活、私学助成国庫補助の増額、返済不要の給付制奨学金制度の拡充、大学等の学費引き下げをはかることが求められています。

また、特別支援学校の過大・過密の解消や大震災と原発事故被害の子どもを守り、学校と地域の要望を反映した復旧・復興が急がれています。

次に「京都府独自の米価下支え制度の創設等を求める決議」案についてです。

米作りは、本府の農地の約半分1万5200㍊で行われ、本府の農業の主体であり農地を守る上でも、集落を守る上でも欠かすことのできないものです。しかし、生産費が60キロあたり約2万円に対し、米価は60キロあたり1万5千円前後と、戸別所得補償の10アールあたり7500円を足しても農家経営は極めて厳しい状況にあります。国はもちろん京都府にも、こうした厳しい状況に置かれている農家の皆さんの営農を保障する施策の実施が求められています。

しかし、国が進める2018年度からの「米政策見直し」は、戸別所得補償の廃止、直接支払制度の廃止、生産調整の廃止など、これまで不十分ながらも農家の下支えをしてきた国の責任を完全に放棄するものであり、絶対に許されません。府として反対の声を上げる必要があります。

同時に、来年度の作付に向けて、府独自の米価の下支え制度を実施し、現場で広がる不安や混乱の声にしっかりと応える事を強く求めるものです。

次に「京都スタジアム（仮称）の建設の中止を求める決議」案についてです。

球技専用のスタジアムを亀岡駅北に建設をするという計画が発表されて以来、洪水の拡大やアユモドキの生息環境の破壊、交通渋滞や財政問題など様々な懸念が示されてきました。本府は洪水の被害拡大の懸念について、

平成 10 年の日吉ダム完成や、平成 21 年度に当面の河川改修が終了、10 年に一度の降雨対策をもって問題が解決済みとして、建設を強行しようとしています、その後の台風 18 号で大きな被害をこうむったことを忘れてはなりません。長年水害の被害と闘ってこられた女性は「あの場所でのスタジアム建設は水害を経験した私らから見れば常軌を逸している。水害と闘ってきた努力や苦労の歴史を土足で踏みにじられる思いです」と語っておられます。

昨年、府は災害に強い京都府条例を策定し、洪水の被害から府民の命や財産を守るために総合治水対策の方針を謳い、遊水地の機能をできるだけ保存するよう土地の所有者に努力義務を課しています。条例の背景には度重なる台風等の被害によって多くの府民が浸水の被害をこうむった経験と教訓があったからではないでしょうか。

アユモドキの保全対策についても、スタジアム建設を軸にしながら駅北の市街化区域に編入された地域全体に商業施設やマンションなどが建設される可能性があり、開発の規模や内容、くい打ちの規模や深さなどあきらかになっておらず、アユモドキの広域保全対策として不十分です。

現在、京都地方裁判所で本府と亀岡市に対する「スタジアムに関わる違法公金支出差し止め」の住民訴訟が行われているさなかであり、また本 12 月議会にも、スタジアム建設の着工中止を求める請願が 267 件提出されました。府民の合意抜き「建設ありき」のスタジアム建設は中止すべきです。

以上、わが党提案の意見書・決議案 9 件への賛同をお願いするものです。

次に、三会派提案の「森林環境税（仮称）の創設を求める意見書」案と「道路の整備促進に必要な財源の確保に関する意見書」案についてです。

森林は水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止などの公益的な役割を持っていますが、歴代政権の中で進められてきた木材の自由化などによる木材価格の低迷、中山間地域の高齢化などを背景に、荒廃が進んでいます。森林環境の整備・保全は喫緊の課題であり、国は国内林業の保護と国土保全を目的とした林業政策を初め、森林環境の整備・保全のための抜本的対策を行うべきです。

ところが今回、政府は森林環境の整備・保全のための財源として、市町村住民税に上乗せする「森林環境税（仮称）」の創設を検討しています。森林環境税は、すでに京都府をはじめ、37 府県で地方税として導入されています。これに新たに全ての国民に広く課税する方式は二重課税そのものです。自然環境を守り伝えていく上で、公的な施策を強化することは大切ですが、新しい税の導入は、これまでの国の責任を免罪し、森林整備予算を年々減らしておいて、その財源のための増税は許されるものではありません。

また、道路の整備事業の財源については、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ継続を求めているので、京都府だけでなく国の道路整備事業全体にかかわってきます。

全国で、この補助金を使って不要不急の事業はされていないか、高規格道路と生活道路の整備のバランスはどうあるべきか、新設と補修のバランスはどうあるべきか、企業誘致のための突出した税金投入はないかなど厳しい批判が出されてきました。そもそも、道路財源については、無駄な公共事業への批判が強まる中で見直しとなり、一般財源化したものの 10 年間の特例として補助率を明記しそのうえ嵩上げをするという特定財源性を残したままとなっています。嵩上げの延長が全国的にみれば、無駄な公共事業を助長するものとして使われることは問題です。特定財源から一般財源化へという考えのもと、地域の要望に応えた道路整備やその他の事業も自治体の独自性を持って取り組めるように、一般財源化し、府民のいのち・安全を守るための身近な防災減災対策を含む生活道路や通学路の整備などを優先することが必要であり、意見書には反対です。以上で、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議案議決結果

議案 番号	件名	議決月日	議決結果	賛否の状況				
				共産	自民	民進	公明	維新
第1号	平成29年度京都府一般会計補正予算(第6号)	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第2号	京都府国民健康保険事業特別会計条例制定の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第3号	京都府国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例制定の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第4号	京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例制定の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第5号	京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例制定の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第6号	職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第8号	京都府附属機関設置条例及び京都府国民健康保険財政安定化基金条例一部改正等の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第9号	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第10号	京都府産業廃棄物税条例一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第11号	京都府福祉のまちづくり条例一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第12号	京都府土地改良事業等特別徴収金徴収条例一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第13号	京都府府営住宅条例一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第14号	京都スタジアム(仮称)新築工事請負契約締結の件(主体工事)	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第15号	京都スタジアム(仮称)新築工事請負契約締結の件(電気設備工事)	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第16号	京都スタジアム(仮称)新築工事請負契約締結の件(機械設備工事)	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第17号	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約締結の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第18号	府道向島宇治線道路新設改良工事委託契約締結の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第19号	京都府電気自動車等普及促進計画を定める件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第20号	当せん金付証券発売の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第21号	関西広域連合規約変更に関する協議の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○
第22号	京都府公立大学法人定款変更の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第23号	平成29年度京都府一般会計補正予算(第7号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第24号	平成29年度京都府収益事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第25号	平成29年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第26号	平成29年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第27号	平成29年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第28号	平成29年度京都府電気事業会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第29号	平成29年度京都府水道事業会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第30号	平成29年度京都府病院事業会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第31号	平成29年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第1号)	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第32号	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	×
第33号	京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例一部改正の件	12月19日	可決	○	○	○	○	○
第34号	職員の退職手当に関する条例等一部改正の件	12月19日	可決	×	○	○	○	○

諮問

諮問 番号	件名	議決月日	議決結果	賛否の状況				
				共産	自民	民進	公明	維新
第1号	退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問の件	12月19日	審査請求を棄却すべき	○	○	○	○	○

意見書・決議案の議決結果

意見書案 番号	件名	議決月日	提案	議決結果	賛否の状況				
					共 産	自 民	民 進	公 明	維 新
第1号	障がい者スポーツ振興への更なる支援と環境整備を求める意見書	12月19日	自民・民進・公明	可決	○	○	○	○	○
第2号	道路の整備促進に必要な財源の確保に関する意見書	12月19日	自民・民進・公明	可決	×	○	○	○	○
第3号	森林環境税(仮称)の創設を求める意見書	12月19日	自民・民進・公明	可決	×	○	○	○	○
第4号	森友学園、加計学園問題の真相究明を求める意見書	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
第5号	核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
第6号	社会保障制度改悪の中止を求める意見書	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
第7号	国民健康保険制度への国庫負担増額等を求める意見書	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
第8号	生活保護基準の引き下げの中止を求める意見書	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
第9号	大飯原発3・4号機をはじめ、原発の稼働中止を求める意見書	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
第10号	教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
決議案 番号	件名	議決月日	提案	議決結果	賛否の状況				
					共 産	自 民	民 進	公 明	維 新
第1号	京都スタジアム(仮称)の建設の中止を求める決議	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×
第2号	京都府独自の米価下支え制度の創設等を求める決議	12月19日	日本共産党	否決	○	×	×	×	×

請願審査結果

受理番号	受理年月日	件名	審議結果	紹介会派
第200号～214号、 第217号～468号	平成29年12月6日	京都スタジアム(仮称)建設の着工中止を 求めることに関する請願	不採択	日本共産党
第215号	平成29年12月7日	教育格差をなくし、すべての子ども たちにゆきとどいた教育を求めること に関する請願	不採択	日本共産党
第216号	平成29年12月7日	子どもの医療費について国の無料 制度創設と京都府の制度拡充を 求めることに関する請願	不採択	日本共産党

意見書案第1号

障がい者スポーツ振興への更なる支援と環境整備を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、更なるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、観光誘客による地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

しかしながら、観光誘客に対する、一般用宿泊施設や競技場などは全国で整備が進むものの、障がい者が利用できる宿泊施設や飲食店などのハード整備はいまだほとんど進んでいない。また、障がい者をサポートするソフト面、障がいのある人が利用できる場所の掌握、使い勝手の良い地図アプリなどの開発は、いまだ実証実験の段階であり、段差、幅員、勾配等のバリアフリーに関する情報のデータ化と実用化や、スマートフォン向けアプリの活用が早急に必要である。

さらに、障がいのある人が抱える困難さを自ら認識し、その社会参加をサポートする「心のバリアフリー」に向けて、関係機関とも連携した取り組みを推進しなければならない。

については、国におかれては、障がいのある人のスポーツ振興に向けた取り組みをさらに拡充するとともに、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 1 障がいのある人がスポーツに参加及び観戦出来る環境をさらに整備促進すること。
- 2 地方自治体による障がい者スポーツ振興に関する取り組みに対して財政措置を行うこと。
- 3 教育機関や企業等とも連携し、「心のバリアフリー」に向けた国民の意識の醸成に努めること。
- 4 障がいのある人が利用可能な宿泊施設、飲食店、トイレ等に関する情報やアクセスなどに関するバリアフリー情報の地図が盛り込まれたアプリを早期に開発し、広く普及すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	野田聖子殿
文部科学大臣	林芳正殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
国土交通大臣	石井啓一殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治

意見書案第2号

道路の整備促進に必要な財源の確保に関する意見書

道路は、地域経済の活性化を図るうえで基礎的かつ重要な社会基盤であり、その整備は、府民の安全で安心な暮らしを守るとともに、地域創生の実現を推進するために必要不可欠である。

京都府では、平成29年4月に新名神高速道路の城陽・八幡京田辺間が開通し、地域の背骨となる高速道路がつながり、さらに平成35年度には新名神高速道路が全線開通する予定であるが、未だに事業化が図られていないミッシングリンク区間が残っている。また、整備された高速道路の効果を府全域にもたらすため、幹線道路から生活道路までの整備を早期に実施する必要がある。さらには、老朽化が進む道路施設の計画的な維持管理や、大規模地震等の災害に対する防災・減災対策も喫緊の課題となっている。

こうした中、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定による補助率等の嵩上げ措置については、平成29年度までの時限措置となっており、この措置が廃止され補助率が低減されることにより、道路整備の推進や、災害への対策等に支障をきたすことが危惧される。

については、国におかれては、地方における迅速かつ着実な道路整備や適切な維持管理を推進するため、次の事項について、強く要望する。

- 1 国民の安全・安心の確保や生産性の向上等による成長力の強化等のために必要な道路の着実な整備及び道路施設の計画的な維持管理を推進できるよう、平成30年度当初予算において所要額を確保するとともに、平成29年度補正予算を編成し、必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続することを基本としつつ、地域の財政状況等を考慮したさらなる引上げ措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	野	田	聖	子	殿
国土交通大臣	石	井	啓	一	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書案第3号

森林環境税（仮称）の創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等、多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税（仮称）」の創設に向けて検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

については、国におかれては、次の事項の実現を図られるよう、強く要請する。

- 1 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が持続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を創設すること。
- 2 税の創設に当たっては、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を進めるとともに、都道府県による市町村への技術支援等の役割分担も十分整理したうえで、本府をはじめとした地方自治体が独自に実施している超過課税との関係を明確化した制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
農林水産大臣	齋 藤 健 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 村 田 正 治

意見書案第4号

森友学園、加計学園問題の真相究明を求める意見書

森友学園、加計学園問題について、先の国会審議を通じて政府の説明が不十分であるという国民の声がいよいよ高まっている。

森友学園問題では、財務省の側から森友学園に値引き売却を提案し、「口裏合わせ」をはかっていたことを示す「音声データ」の存在を、政府も認めざるを得なくなった。会計検査院は、森友学園に対する土地売却でゴミが9メートルまで存在していた事実を確認できず、8億円もの値引きを行った根拠は明らかでないとして、不適切な売却であったことを示す調査結果を報告した。こうした事実を通して、なぜ財務省が8億円もの値引きを行ったのか、異常事態の背景に当時名誉校長であった安倍昭恵氏の関与があるのではないかという疑惑が深まっている。

加計学園問題では、政府が獣医学部新設を認める前提とした「既存大学・学部では対応が困難」などの「4条件」を満たしているかが十分検証されていない。また獣医学部には既存大学も定員増を認めない定員規制がかけられているにもかかわらず、今治市の提案には獣医学部の定員の記載さえなかった。このような事実が次々明らかになり、加計学園ありきで獣医学部の新設が認められた疑惑が濃厚となっている。

これら二つの問題は、いずれも安倍首相・昭恵夫人との関係が取りざたされ、国政私物化の疑いをもたれる国政上の重大問題となっている。

ついては、国におかれては、安倍昭恵氏や加計孝太郎理事長など関係者の証人喚問を通じて森友学園、加計学園問題の徹底した真相究明を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
文部科学大臣	林 芳 正 殿
農林水産大臣	齋 藤 健 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書案第5号

核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書

今年のノーベル平和賞授賞式では、広島で被爆したサーロー節子さんが、自らの被爆の体験を語り、「広島と長崎で亡くなったすべての人々の存在を感じてほしい。彼らの死を無駄にしてはなりません」「人類と核兵器は共存できません」「核兵器は必要悪ではなく、絶対悪です」と訴えられた。

そして、ノーベル賞を授賞した「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)のフィン事務局長は、核保有国だけでなく、核の傘の下にある日本などにも「自国と他国を破壊する共犯者になるのですか」と問いかけ、核兵器禁止条約への参加を求めた。

しかし、日本政府は、ICANのノーベル平和賞授賞に祝意は表したものの、「核保有国と非核保有国の橋渡しをする」と言いながら、アメリカの核の傘に頼り続け、核兵器禁止条約への参加は拒み続けている。世界で唯一の戦争被爆国である日本政府の姿勢は、被爆者と国際社会の願いに背を向けるものである。また、核実験と弾道ミサイル発射を繰り返す北朝鮮に、核開発を放棄させるうえでも、核兵器禁止条約の実現が大きな力を発揮することは明らかである。

ついで、国におかれては、核兵器禁止条約に参加、批准して、アメリカをはじめとする核保有国に核兵器廃絶を迫るべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣府特命担当大臣（原子力防災）	中 川 雅 治 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
資源エネルギー庁長官	日下部 聡 殿
原子力規制委員会委員長	更 田 豊 志 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書案第6号

社会保障制度改悪の中止を求める意見書

政府は、2012年の社会保障制度改革推進法の成立以降、社会保障費の抑制をすすめ、人口の高齢化に伴う社会保障費の自然増も抑制し続けている。2018年度の介護報酬・診療報酬の同時改定で、これを加速させることが狙われている。

介護報酬改定では、要支援の人の「保険外し」に続き、要介護1・2の高齢者の生活援助の利用制限により、「自立重視」の名で介護保険からの「卒業」も強化しようとしている。

診療報酬改定では、看護師配置が他の病床より手厚い「患者7人に看護職員1人」の病床を減らすほか、紹介状なしで受診した場合の5000円以上の上乗せ、75歳以上の後期高齢者の負担を1割から2割に引き上げることも検討されている。

さらに、生活保護の生活扶助基準と母子加算の引き下げ、障害者の低所得者の給食費軽減措置の廃止など、医療、介護、年金、障害者福祉、生活保護等の全世代にわたる給付削減と負担増、とりわけ、弱い立場におかれている人々への施策を切り捨てるやり方は到底認められない。「我が事、丸ごと」地域共生社会の実現も、福祉の公的責任を投げ捨てるものである。

日本のGDP（国内総生産）に占める社会保障支出は先進国の中で低いにもかかわらず、安倍政権のもとで、3年連続の引き下げとなり、社会保障費の自然増の削減額は1兆4000億円にも上っている。貧困と格差が広がる中、憲法25条に明記されている国民の生存権を保障するのは国の責任である。

については、国におかれては、人口構成の高齢化などで避けられない社会保障費「自然増」を無理やり1300億円カットするやり方を中止し、国民だれもが安心して生き続けられるよう、社会保障の拡充へ転換するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書案第7号

国民健康保険制度への国庫負担増額等を求める意見書

平成30年度からスタートする「国民健康保険の都道府県化」で、高すぎる国保料が下がるのかどうか、府民にとっての最大の問題である。現在、京都府においては、高すぎる国保料が払えない国保料滞納世帯は加入世帯の1割を超え、窓口で10割負担を求められる資格証明書交付世帯が4,595世帯となるなど、府民のいのちに関わる問題として看過できない。国保料高騰の最大の原因は、1980年代には50%あった国庫負担が現在25%に引き下げられたためである。

来年度の制度スタート時は、国費の投入により、保険料が下がるとの試算が出されているが、市町村の一般会計繰り入れ削減に対する国からの圧力や、激変緩和措置の終了、医療費の増加など、保険料は確実に上がることは明白である。

非正規労働者や年金生活者、無職の人が8割を占め、他の公的医療保険と比べて低所得化するなどの構造的問題を解決するためにも、国庫負担を定率で大幅に増額することが不可欠である。

国民健康保険は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されたものである。

については、国におかれては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 高すぎる国保料の抜本的引き下げと将来にわたる保険料高騰を抑えるために、国庫負担割合を計画的に引き上げること。
- 2 低所得者に対する保険料・窓口負担の恒常的免除制度を確立すること。
- 3 市町村独自の医療費助成制度に対する国庫負担金減額調整制度は廃止すること。
- 4 都道府県化による公的医療費抑制をやめ、住民の健康増進や地域医療の体制を整備できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書案第8号

生活保護基準の引き下げの中止を求める意見書

厚生労働省は現在、社会保障審議会生活保護基準部会で、2018年度中から食費や光熱費など日常の生活費にあてる「生活扶助」を全体として大きく引き下げる案を提示している。一人親世帯に加算される母子加算についても、約2割も引き下げる方向である。

具体的には、中学生と小学生の子どもがいる40代夫婦の生活扶助額が、現行の月額約18万5千円から約16万円へと大幅に減る例もある。65歳の高齢単身者も、現行月額8万円から7万3千円に引き下げられることになる。

今回の引き下げの理由は、「低所得層の消費水準に合わせて生活保護基準を引き下げる」ことだとされるが、低所得層同士を競わせ基準を下げるのではなく、低所得層の底上げこそ必要である。

2004年からの高齢加算の段階的廃止に続き、史上最大だった2013年からの生活扶助基準の見直しでは3年かけて総額約670億円の削減が行われ、全国各地で違憲訴訟が起こるなど国民的な怒りが広がっているところである。

生活保護基準は国民生活の最低水準であり、最低賃金、住民税非課税基準、就学援助、年金、医療、介護などあらゆる社会保障制度と連動しており、その引き下げは、府民全般の生活水準の引き下げにつながることになる。また、子どものいる世帯に対する相次ぐ引き下げは、国が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で進めようとしている貧困の連鎖解消の方針に真っ向から反するものである。

については、国におかれては、生活保護基準の引き下げを中止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書案第9号

大飯原発3・4号機をはじめ、原発の稼働中止を求める意見書

安倍政権と関西電力は、高浜原発3・4号機の再稼働に続き、大飯原発3・4号機を来年1月以降、順次再稼働させようとしている。福島第一原発の事故から6年9カ月を経てもなお、収束のめどはなく原因も実態も明らかにならないもとので、国民の不安や批判に背を向け、次々と再稼働を強行するなど、きわめて無責任であり、許されない。

原発再稼働を巡っては、12月13日、広島高裁が、四国電力・伊方原発3号機の運転差し止めを命じる決定を行った。火山噴火の影響を指摘して「立地は不適」と断じたものであり、火山や地震の集中する日本での原発稼働がいかに危険かを、司法が厳しく警告したのである。

大飯原発3・4号機についても、2014年5月、福井地裁が住民訴訟において、原発の本質的な危険を認め、原発は人格権を侵害するとして運転差し止めを命じている。同訴訟は、名古屋高裁の控訴審で、元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦東大名誉教授が、耐震性の想定で基準地震動（最大の揺れ）が過小評価されていると証言するなど、いまだ係争中である。

また、福井県・若狭湾沿いには15基もの原発が集中立地しており、複数の原発で同時に事故が起これば、その被害の甚大さは計り知れないものになる。

原発再稼働は、地元自治体の「同意」だけで許されるものではない。避難計画の策定が求められる原発30キロ圏内だけでも、高浜原発で約12万人、大飯原発で約8万5千人もの京都府民が暮らしているが、避難計画は、全住民の命と安全を守るものとはなっておらず、実効性への疑問や批判が相次いでいる。

さらに、使用済み核燃料の中間貯蔵施設や予定地は決まっておらず、処分めどは全く立っていない。

については、国におかれては、大飯原発3・4号機をはじめ原発の稼働中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣府特命担当大臣（原子力防災）	中 川 雅 治 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
資源エネルギー庁長官	日下部 聡 殿
原子力規制委員会委員長	更 田 豊 志 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書案第10号

教育格差をなくし、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書

国の制度としての35人以下学級は、小学校1、2年生まで進んだものの、小学校3年生以降への広がりは見られない。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で35人以下学級をすすめることができる。小学校でのきめ細かな指導を可能にする専科教員配置も必要である。

また、子どもの貧困率や就学援助も高止まりの状況である。「高校無償化」に所得制限が導入され3年経ち「見直し」が行われているが、所得制限をなくし「高校無償化」の復活、公立・私立ともに学費の無償化が求められている。さらに、大学生への「給付型奨学金」もつくられたが、対象者数も金額も決して十分なものとはいえない。

そして、特別支援学校の児童・生徒が急増しているが、学校建設や老朽施設の改修が追いつかずに劣悪な教育環境のまま先延ばしとなっている。

東日本大震災と福島原発事故から6年9か月、被災地では教育上の解決すべき問題が残され、学校の防災拠点としての役割などが求められている。

日本の「教育機関」への公財政支出の対GDP比は、OECD諸国の中で最下位となっている。OECD平均並みに段階的に引き上げれば、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するための条件整備と、公立・私立ともに幼稚園から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となる。

については、国におかれては、ゆきとどいた教育の実現のために、次の項目の実現を求める。

- 1 教育予算をOECD諸国並みに計画的・段階的に増やし、ゆきとどいた教育条件整備をすすめること。
- 2 国の責任で小・中学校、高等学校の35人以下学級を一刻も早く実現し、幼稚園や特別支援学級・学校の学級編成の標準の引き下げをすすめること。
- 3 教育費の保護者負担を軽減し、教育の無償化をすすめること。「高校無償化」を復活、私学助成国庫補助の増額、返済不要の給付制奨学金制度の拡充、大学等の学費引き下げをはかること。
- 4 公立・私立ともに豊かな環境のもとで学べるよう、教育条件や施設の改善をすすめること。正規・専任の教職員を増やし、特別支援学校の過大・過密の解消、学校耐震化率100%を早期に実現すること。
- 5 東日本大震災と福島原発事故被害の子どもを守り、学校と地域の要望を反映した復旧・復興をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
文部科学大臣	林 芳 正 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

決議案第1号

京都スタジアム（仮称）の建設の中止を求める決議

京都スタジアム（仮称）の建設については、2012年12月の知事のJR亀岡駅北への建設表明以来、洪水の被害の拡大、アユモドキの生息環境の破壊、交通渋滞や財政問題など様々な懸念と疑問が示されてきた。現在京都府と亀岡市に対して「スタジアムに関わる違法公金支出差し止め」の住民訴訟も行われているさなかであり、批判と懸念が渦巻くもとで知事のトップダウンにより建設ありきで進めることは許されない。

そもそもこの場所は保津峡の上流にあって、昔から遊水地としての機能を有し、洪水被害から亀岡市民と下流の住民を守るために開発を制限してきた地域である。

本府は河川改修などによって10年に1度の降雨に対する対策ができたことと、市街化区域に編入されたことをもって建設を進めようとしているが、4年前の台風18号では、予定地全体が大きな湖のようになり、周辺地域では床下・床上浸水による被害が360戸以上にのぼったのである。こうした地域を盛土してスタジアム等を建設すれば洪水の被害が拡大することは明らかである。

またアユモドキの生息環境にも大きな影響を与えかねない開発には、世界自然保護基金WWFジャパンなど、国内外の環境団体や専門家から、そして府民、亀岡市民から危惧の声が出されてきたところである。

住民説明会も不十分であり、質問時間の制限や、途中での打ち切りなど、およそ丁寧な説明とは程遠いものである。

さらに、今年の3月に府はスタジアムの運営を民間に丸投げする「コンセッション方式の導入可能性調査」をPwCアドバイザリー合同会社に委託したが、その結論も出ていないもとの、8月には文部科学省の事業に採択されたとして、議会にもいっさい報告せずに、「京都スタジアム運営事業計画策定業務」の随意契約を同じ会社と契約したことも問題である。

亀岡駅北口に京都スタジアムを建設することは、京都府政の歴史に汚点を残し、将来に禍根を残すものになりかねない。

よって、京都府におかれては、スタジアム建設を中止されるよう強く求める。

以上 決議する。

平成29年12月 日

京 都 府 議 会

決議案第2号

京都府独自の米価下支え制度の創設等を求める決議

京都府農業の中心である米の置かれる環境は、農林水産省の示す生産費すらまかなえないどころか、生産者米価が一貫して下落を続けるという極めて厳しい状況にある。これを放置することは、本府の農業はもちろん、農村集落の存続そのものを大きく脅かすものである。

ところが、安倍政権が進める2018年度からの「米政策見直し」の主眼は、生産調整の実効性確保と直接支払い交付金、稲作農家の下支えに役割を果たしてきた戸別所得補償の廃止にあることは明らかである。10アール当たり7500円支払われてきた戸別所得補償が廃止されることは、厳しい農業経営を余儀なくされてきた本府農家の営農をさらに困難にすることは避けられない。

安倍政権はかわりに、収入保険制度を実施するとしているが、その対象は青色申告者だけに限られる上、高額な保険料を支払う一方で収入が下がれば基準価格も下がり続けるというもので、所得補償のかわりには到底成り得ない。

来年度の作付に向けて、現場で不安と混乱の声が広がる中で、農家の営農を守る施策の実施が急がれる。

よって、京都府におかれては、国の進める「米政策見直し」を抜本的に改めることを求めると同時に、府独自の米価の下支え制度を実施するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年12月 日

京 都 府 議 会

